

濃厚接触者となった場合



①健康観察（自宅待機）の開始

陽性者と最後に接触があった日の翌日から**5日間**（※）は、健康状態に注意を払い、不要不急の外出は控えてください。

〔※陽性者の発症日（無症状患者は検体採取日）または、陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日の翌日から5日間〕

発熱等の症状が出た場合、以下へご連絡ください。

●世田谷区発熱相談センター

☎03-5432-2910（平日8：30～17：15）

●東京都発熱相談センター

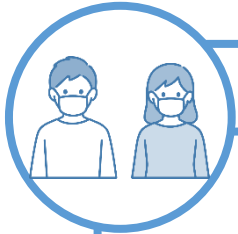
・症状に関する相談

☎03-5320-4592または03-6330-3710【24時間（土日祝日含む）】

・医療機関案内専用ダイヤル

☎03-6732-8864【24時間（土日祝日含む）】

※検査を受けて陰性と判定された場合も、期間は変わりません。



②健康観察期間中

同居家族が陽性の場合には以下の点に特にご注意ください。

- 部屋を分ける
- 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方に
- 感染者・同居者はお互いにマスクを
- 感染者・同居者はこまめに手洗い
- 日中は換気する
- 手の触れる共用部分のそうじ・消毒
- 汚れたりネン、衣服を洗濯する
- ごみは密封して捨てる



③期間の延長・短縮について

●健康観察期間の延長

濃厚接触者である同居人が新たに発症、または検査により陽性となった場合、ほかの同居人の健康観察期間は延長されます。

延長後の期間は、同居人が新たに発症した日、または検査をした日を0日目として5日間になります。

●健康観察期間の短縮

濃厚接触者は、無症状かつ健康観察期間の2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で両日陰性が確認できれば、3日目から解除可能となります。なお、未就学児は対象外です。